

特定非営利活動法人フェアスタートサポート

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フェアスタートサポート（以下「法人」という）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

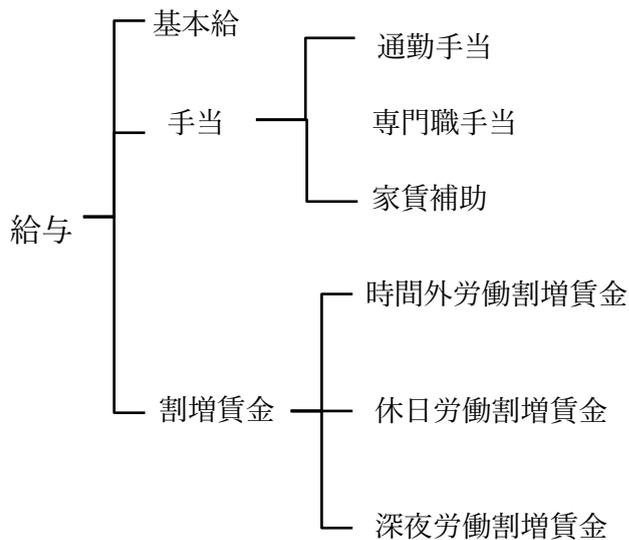
第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。アルバイトについては、別に定めるところを除き、この規程を準用する。

(給与の種類)

第3条 常勤職員の給与は月給とし、非常勤職員及びアルバイトの給与は、時間給とする。

(給与の構成)

第4条 給与は、次の構成とする。



(給与の締切日と支給日)

第5条 給与と手当は、毎月1日から月末に締め切るものを計算し、翌月25日に全額を支払う。但し、支払日が休日にあたるときはその前日、または前々日に繰り上げて支払う。

- 2 常勤職員の給与は、第1項の支給日において前月分の月給及び原則として前月分の通勤手当を支給する。非常勤職員及びアルバイトの給与は、第1項の支給日において前月分の時間給及び原則として前月分の通勤手当を支給する。
- 3 新規採用者又は復職者の就業開始当月の給与は、出勤日から日割計算又は時間給をもって支給する。
- 4 常勤職員、非常勤職員が退職した場合は、その日まで、それぞれ日割計算、時間給をもって給与を支給する。

(給与の支払い方法)

- 第6条 給与は職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込む。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは給与から控除する。
 - ① 所得税、住民税、社会保険料等法令で定めるもの
 - ② その他職員と協定して定めたもの
 - 3 給与の過払いがあった場合に、後に支払われるべき賃金から控除するという適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺（調整的相殺）は、前項によって除外される場合に当たらない場合も行うことができる。但し、この法人は当該賃金控除の行使の時期、方法、金額等からみて職員の経済生活の安定を脅かすことのないよう努めるものとする。

(基本給)

- 第6条 職員の基本給については各人の職種、職務内容、技能、職歴、経験、役割等を考慮し、また助成金収入を含めた年度予算に応じて個人ごとに決定する。なお、金額については別途定める。

(専門職手当)

- 第7条 専門職手当は、この法人が指定した役割にある者に対して支給する。なお、金額については別途定める。

(割増賃金)

- 第7条 1日8時間を越えて勤務した場合及び労働基準法第35条に定める法定休日に勤務した場合は、法定の割増賃金を支給する。

但し、フレックスタイム制が適用されている職員は、月の規定総労働勤務時間を超えた場合及び法定休日に勤務した場合に、法定の割増賃金を支給する。

- 2 就業時間が、午後10時から午前5時に及んだ場合は、法定の割増賃金を支給する。

(賃金の見直し)

第8条 賃金の見直しは、原則として年1回4月に行う。

- 2 前項の規定に関わらず、法人が特に賃金を見直すことを適当と認めた場合には、特別に賃金の見直しを行う。賃金は、予算状況に応じて見直しを行うことができる。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次の区分により支給する。

- (1) 電車・バス等の交通機関を利用して通勤する者
定期券代に相当する額を毎月支給する。
 - (2) 自動車・自転車等を用いて通勤する者
駐車場料金等の金額を毎月支給する。
- 2 通用期間が複数月の定期券にあっては、購入月にその額を一括して支給することができる。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、法人が定める。

附則

この規程は、2023年9月11日から施行する（2023年9月5日理事会決議）

別 表

(基本給)

給与規定第6条に定める方法により、常勤職員及び非常勤職員には各等級に応じて下表の金額を支給する。アルバイト職員の時給については下記のとおり定める。

常勤職員の各等級と支給額

等級	基準給	基本給	
		上限	下限
1	275,000	300,000	250,000
2	240,000	250,000	230,000
3	220,000	230,000	210,000
4	200,000	210,000	190,000
5	185,000	190,000	180,000

非常勤職員の各等級と支給額

等級	基準給	基本給	
		上限	下限
1	155,000	160,000	150,500
2	135,000	150,000	120,500
3	110,000	120,000	100,000

アルバイト職員の時給

最低賃金～2,000円

(専門職手当)

給与規定第7条に定める、この法人が指定した役割にある者に対して支給する専門職手当は各等級に応じて下表のとおりとする。

等級	基準額	手当額	
		上限	下限
S1	25,000	30,000	20,000
S2	15,000	20,000	10,000